

2 通 達 第 1 号

平成22年11月1日

南山城村長 手 仲 圓 容
(公印省略)

平成23年度 予算編成方針について(依命通知)

南山城村財務規則第8条の規定に基づき、平成23年度予算編成方針を次のとおり定めたので通知します。

第1 国の財政と地方財政の状況

国が本年6月に閣議決定した財政運営戦略における「中期財政フレーム」では、「地方一般財源の総額は平成22年度の水準を下回らないようにする。」とし、今後、3年間については、地方交付税の総額確保を含めた地方財政の安定的な運営を重視しています。しかし、同時に策定された「地域主権戦略大綱」では、「国庫補助金等の一括交付金化」を推進することが掲げられており、国庫支出金に対する地方の自由度が高まる半面、国の歳出削減の動きの中でその総額が十分に確保されるのかが不透明であり、地方財政への影響が懸念されています。

第2 本村の平成23年度の財政状況見通し

平成23年度の財政見通しですが、歳入面においては、村税につきましては、人口及び就労人口の減少により個人住民税の減少が引き続き続くと見込まれ、村税全体では減収が見込まれます。地方交付税については、地方財政全体においては、ほぼ前年度水準が確保される見通しですが、個別要因においては、国勢調査人口の減少等の影響のため、今年度交付額よりも減少が見込まれます。

歳出面においては、人件費では、定員の増加（1名）育児休業者の復帰等により対前年度比増額が見込まれます。公債費では、小学校建設に伴う元利償還金がピークを迎えますが、借換実施後の実償還額は本年度と同水準の4.5億円程度と見込んでいます。扶助費については、子ども手当の増額による増額要因がありますが、国庫支出金により充当されるため一般財源における増額は、社会保障費の自然増による微増にとどまると見込まれます。繰出金については、簡易水道特別会計において、中央簡易水道事業の完了により繰出金は減少されると見込まれますが、減少幅については、同会計における元利償還金の増額により小幅にとどまると見込まれます。

第3 予算編成方針（総論）

はじめに、平成23年度当初予算については、6月に首長選挙が予定されているため、義務的・経常的な施策を中心として予算を計上する「骨格型予算」とする。したがって政策的経費については、補正予算にて対応することとする。

本村の財政状況については、人件費をはじめとする経常的経費の削減、三位一体の改革で減額された地方交付税の復元、国の経済対策による国庫支出金の増額により、ここ数年は財政調整基金の取崩しは発生していない。また、実質公債費比率 将来負担比率等の財政指標についても、改善傾向が続いている。

しかしながら、依存財源の比率が高い本村の財政構造上、国政の方針転換により著しく財政状況が変化する。このような変化を緩和し、安定的かつ継続的な財政運営を実施するためにも、引き続き財政状況の改善に取り組み財政危機のリスクを低減させることが重要と考えられる。このためには、人件費、公債費、扶助費等の経常的経費の縮減に努め、各種財政指標に注意しながら余裕のある資金計画のもと、住民ニーズに即した事業について優先順位を整理して進める必要がある。

平成23年度の当初予算編成方針は、上記を踏まえ既存事業を大胆に見直しながら、各種事業の必要性を十分精査したメリハリのある予算編成を目指すこととする。

第4 予算編成方針（個別的事項）

人件費

人件費の積算は、平成23年4月1日現在（新採、退職含む）における職員数で正規の基準（給与改定後）により見積もること。また、定員管理については、広域連合の設置による事務の削減・合理化及び非正規職員の効果的な配置等により定員を増員させないように努めること。

時間外手当については、補正予算が発生しないように、当初予算にて十分精査すること。

物件費

法令集、追録、定期刊行物の購読を再点検し、必要度の低いものは解約すること。

電算施設・機器について再点検し、合理化・省力化できる部分について検討すること。また、不必要なスペック等においても再点検し経費の削減に努めること。

補助費及び負担金

広域連合負担金、一部事務組合負担金については、各業務の行財政改革を提案し負担金の軽減を図ること。

繰出金

特別会計への繰出金については、原則、繰出基準に基づき算定を実施し、一般会計に準じた健全化に努めること。

その他

事業の財源は、国・府の補助メニューや関係団体の助成制度等、特定財源の確保について十分に研究し積極的に活用すること

村債については、交付税算入措置がある有利な辺地債等を計画的に活用すること。また、後年度に負担を残さないため、起債残高の減額等に努めること。

予定されている施設の更新・修繕に関しては、事前に把握し中・長期的な計画のもと、当初予算にて計画的に計上すること。

東部広域連合、京都地方税機構等の広域的な業務連携を積極的に進め、より一層の事務の効率化、及び業務連携による行政サービスの充実に図り、関係経費の削減に努めること。

公の施設において、運営費及び事業費の見直しを積極的に行い、予算に反映させること。